

# 京都府立大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針

(2021年2月1日改定)

レベル	基準	研究活動・研究指導	授業(講義・演習・実習)	学内会議等	学生の課外活動	
0	感染が全く認められない		通常通り			
1	国内で感染が認められる	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動・対面での研究指導を行うことができます。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ授業を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、課外活動を許可します。	
2	・京都府内および近隣府県で感染が認められる	・最低限必要な実験・研究を継続・維持するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ・対面での研究指導を制限し、オンラインを併用して行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、オンライン講義を併用しつつ、対面講義(ハイブリッド型を含む)を実施する。	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。	許可制	
3	a	施設の利用制限など大学に対して具体的な要請はない。	同上	感染症への警戒度をより高めて、オンライン講義を併用しつつ、対面講義(ハイブリッド型を含む)を実施する。	同上	同上
	b	緊急事態宣言が発令されている 施設の利用制限など大学に対して具体的な要請がある。	①～③の研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員も可)の研究室への立ち入りが許可されます。 ①中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ。 ②進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ。 ③生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ。 ・研究指導は、オンラインのみ。	オンライン講義のみ	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。	全面禁止
4	a	緊急事態宣言の発令がない	感染者発生場所により、保健所の指導に従って対策を講じた上で、適切な形態で研究活動・指導を行う。 - 感染発生場所の消毒(期間中立入禁止) - 濃厚接触者の自宅待機 等	【オンライン講義】 通常通り実施。 【対面講義】 感染者発生場所により、保健所の指導に従って対策を講じた上で、オンライン・対面講義等適切な講義形態で実施。		原則全面禁止(許可制)
	b	学内で感染者が出た場合 ※右記活動の該当期間は、適時告知する(学内での安全性が確認できるまでの期間とする)	・緊急事態宣言の発令がある。 ・大学に対して具体的な要請はない。		オンライン会議のみ(ただし学長が特に認めた会議等を除く)	
	c	・緊急事態宣言の発令がある ・大学に対して具体的な要請がある。	・当該組織管理職の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。 ・研究指導は、オンラインのみ。	オンライン講義のみ		全面禁止

(注) 上記内容については、今後の感染状況等を踏まえ、随時、改善・更新を行います。

(出所) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針」を参照して作成。